阪神水道企業団公報

平成22年７月15日　第225号

毎月15日発行
発行所
阪神水道企業団
神戸市東灘区西岡本
３丁目20番１号

目　次

◇告　示◇

○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の決定
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の決定
○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の当選
○　阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の当選
○　阪神水道企業団議会議員（尼崎市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（尼崎市選出）の補欠選挙

◇公　告◇

○　情報公開条例の運用状況について
○　パーソナルコンピュータ60台の郵便応募型条件付き一般競争入札の実施について
○　１期尼崎送水管更新に伴う土木工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇監査委員告示◇

○　地方自治法第252条の32第２項の規定により、個別外部監査人西畑彰夫の監査に関する事務を補助させることについて

告　示

阪神水道企業団告示第６号

下記の者は、阪神水道企業団規約第７条第１項の規定により、平成22年５月16日付けをもって、阪神水道企業団議会議員に決定した。

平成22年５月17日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

河　野　昌　弘

阪神水道企業団告示第７号

下記の者は、平成22年６月11日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成22年６月11日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

山　村　悦　三

阪神水道企業団告示第８号

阪神水道企業団規約第７条第２項の規定により、下記の者を阪神水道企業団議会議員に決定した。

平成22年６月11日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

長　野　良　三

阪神水道企業団告示第９号

下記の者は、平成22年６月14日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成22年６月14日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

まつお　正　秀

阪神水道企業団告示第10号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成22年６月14日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

１　選挙する期間　　平成22年６月14日から
　　平成22年７月13日まで
１　選挙する議員数　１名
１　選挙する市　　西宮市

阪神水道企業団告示第11号

平成22年６月14日西宮市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成22年６月14日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

川　畑　和　人

阪神水道企業団告示第12号

下記の者は、平成22年６月23日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成22年６月23日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

松　本　　修　　大かわら　鈴　子　　安　達　和　彦
米　田　和　哲　　たけしげ　栄　二　　田　路　裕　規
田　中　健　造

阪神水道企業団告示第13号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成22年６月23日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

１　選挙する期間　　平成22年６月23日から
　　平成22年７月22日まで
１　選挙する議員数　７名
１　選挙する市　　神戸市

阪神水道企業団告示第14号

平成22年６月24日神戸市会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成22年６月24日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

川　内　清　尚　　大 井 としひろ　　守　屋　隆　司
梅　田　幸　広　　松　本　のり子　　米　田　和　哲
前　島　浩　一

阪神水道企業団告示第15号

下記の者は、平成22年７月12日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成22年７月12日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

北　村　章　治
前　迫　直　美
上　松　圭　三

阪神水道企業団告示第16号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成22年７月12日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

記

１　選挙する期間　　平成22年７月12日から
　　平成22年８月11日まで
１　選挙する議員数　３名
１　選挙する市　　尼崎市

公　　告

阪神水道企業団公告

情報公開条例（平成16年条例第１号）第28条の規定により、平成21年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成22年５月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

公文書公開及び不服申立ての状況

（単位：件）

区分／実施機関名	公文書の公開					不服申立て				
	請求件数	処理状況				申立て件数	処理状況			
		開示	部分開示	非開示	その他		却下	棄却	容認	その他
企業長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年６月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　パーソナルコンピュータ　60台

⑵　納入場所　　本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
送水センター（西宮市上大市３丁目２番53号）
水質試験所（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　概　　要　　パーソナルコンピュータの購入

⑷　納入期限　　契約締結日から30日以内

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定無

２　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　単独企業による。

⑵　公告日現在において、平成21・22年度阪神水道企業団指名競争入札参加資格（物品：事務機器）を有していること。

⑶　自治令第167条の４の規定に基づく入札参加資格制限に該当しないこと。

⑷　阪神水道企業団指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日から開札日までの間に受けていないこと。

⑸　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年

法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

3　入札に付する仕様書の交付

阪神水道企業団ホームページの「入札・契約情報」（以下「企業団ホームページ」という。）からダウンロードすること（http://www.hansui.or.jp/）。

4　仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成22年６月25日㈮　午後５時まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成22年６月28日㈪に入札公告ページに掲載

5　入札（郵便入札）参加申込

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式）

⑵　提出部数

ア　１部

イ　封筒は、１件につき１通限りとする。入札書を封筒に２枚入れた場合は２件とも無効とする。

⑶　送 付 先　　〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係　宛

⑷　受付期間　　公告日から平成22年６月30日㈬まで（必着）

6　入札の中止

入札参加者が一人である場合若しくは入札参加者が辞退により一人となった場合は、入札を取りやめるものとする。

7　開札の日時及び場所

⑴　日　　時　　平成22年７月１日㈭　午前10時00分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第２会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8　入札参加資格の審査及び落札者の決定

⑴　開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

⑵　入札参加者は開札に立会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

⑶　有効な入札を行った者のうち、入札金額が企業団の定めた予定価格以下の価格で、かつ、最低の価格をもって入札した者（以下、「最低価格入札者」という。）を落札者とする。

⑷　同価による最低価格入札者が２人以上ある時は、立会人がくじ引きによって落札者を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

⑸　再入札は行わない。

⑹　予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

⑺　落札候補者を決定したときは、落札候補者に電話又は書面で通知する。

⑻　入札結果は、契約係の閲覧場所及び企業団ホームページで公表する。

9　保証金

⑴　入札保証金

免除

⑵　契約保証金

免除

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札書

⑵　持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

⑶　封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

⑷　期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

⑸　封筒に封印のないもの

⑹　入札書の様式が指定様式でない入札書

⑺　記名、押印のない入札書

⑻　入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

⑼　入札金額が加除訂正されている入札書

⑽　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

⑾　記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

⑿　記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

⒀　同一の入札書に２件以上の入札事項を連記したもの

⒁　同一人物が入札した２通以上の入札書

⒂　連合その他不正の行為があったと認められる入札書。

⒃　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

⒄　当該入札に関係のないことが記入されているもの

11　その他留意事項

⑴　入札参加申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

⑵　提出された資料等は返還しない。

⑶　申込書等に虚偽の記載をした者は、阪神水道企業団指名停止基準により６か月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

⑷　入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

⑸　郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問合せ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成22年７月２日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1　入札に付する事項
⑴　起工番号　　尼送第２号
　工 事 名　　１期尼崎送水管更新に伴う土木工事
⑵　工事場所　　西宮市両度町２番地先（両度公園）
⑶　工事概要
ア　立坑築造工　１箇所
イ　付帯工　　１式
⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成23年３月18日まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　15,510,000円（税抜き）
⑻　最低制限価格　10,855,000円（税抜き）
2　応募方法　　単独企業による。
3　入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
⑴　平成21・22年度阪神水道企業団（以下「企業団」という。）競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。
⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
⑶　建設業法（昭和24年政令第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有すること。
⑷　企業団指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
⑸　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
⑹　建設業法に規定する経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値が691点以上かつ950点以下で、本契約予定日（平成22年７月下旬）まで有効期間があること。
⑺　西宮市内に本店を置くこと。
4　入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ（http://www.hansui.or.jp/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
5　入札参加申込方法
電子入札システムにより、入札参加申込書に次の書類を添付して送信すること。
⑴　受付期限　　平成22年７月15日㈭午後５時まで
　土曜、日曜及び休日を除く、電子入札システムの稼働時間内　（午前９時から午後８時まで）
⑵　添付書類
ア　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）
⑶　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

6　紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法

やむを得ない事情により電子入札システムにより参加できない場合は、紙入札参加承認願（様式第５号）に電子入札システムを使用できない理由を記載し、次の書類を添付して持参により提出すること。郵送は認めない。

⑴　受付期限　　上記５⑴に同じ。

⑵　添付書類

ア　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　上記５⑵に示す添付書類

⑶　提出場所　　本庁舎　３Ｆ　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

7　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成22年７月12日㈪午後５時まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成22年７月14日㈬に入札公告ページに掲載

8　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成22年７月20日㈫午前９時から午後８時まで
第２日目　平成22年７月21日㈬午前９時から午後３時まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第３号の２甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時まで

イ　方　　法　　本庁舎３Ｆ総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

9　開札日時、場所及び落札候補者決定の方法

⑴　開札日時　　平成22年７月22日㈭午後２時

⑵　落札候補者の決定方法

ア　入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

イ　同価による最低価格入札者が２者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。

ウ　再入札は原則１回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。

⑶　開札結果の通知

開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。

ア　落札候補者がある場合　　「調査・保留通知書」

イ　入札を打ち切る場合　　「取止め通知書」

ウ　再入札の場合　　「再入札通知書」

10　落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定

⑴　入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ　落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

⑵　審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

⑶　落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11　入札の取止め

入札参加申込者が１者となった場合又は入札者が辞退により１者となった場合は、入札を取り止め随意契約に移行するものとする。

12　入札保証金

免除

13　契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

14　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

⑴　入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

⑵　入札者の資格のない者が入札したとき。

⑶　前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

15　その他留意事項

⑴　提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

⑵　提出された書類は返却しない。

⑶　提出された書類に虚偽の記載をした者は、企業団の指名停止基準により６か月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

本件入札に関する問合せ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

監査委員告示

監　公　第　２　号
平成22年５月20日
阪神水道企業団
監査委員　岡　島　亮　介
監査委員　喜　田　侑　敬

地方自治法第252条の32第２項の規定により、個別外部監査人西畑彰夫の監査に関する事務を補助させることについて、協議が調ったので、下記のとおり告示する。

記

氏　名	住　所	補助させる期間

坂　上　孝　治	兵庫県伊丹市春日丘３丁目29番地の３	平成22年６月１日から 平成23年２月28日まで
宮　田　勇　人	兵庫県西宮市門戸西町１番30－505号	平成22年６月１日から 平成23年２月28日まで
菊　地　　弘	兵庫県明石市中朝霧丘４番41号	平成22年６月１日から 平成23年２月28日まで